相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市南桜塚一丁目一六三番地、最後の住所大阪府豊中市南桜塚一丁目一番三〇号　被相続人　亡　森玉ふみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十九日

大阪府大阪市北区南森町二丁目一番二九号
三井住友銀行南森町ビル三階
相続財産管理人　弁護士　細見　文博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県邑智郡川本町大字田窪六九九番地、最後の住所大阪市生野区小路東一丁目五番八号　被相続人　亡　山口　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十九日

大阪府大阪市北区南森町二丁目一番二九号
三井住友銀行南森町ビル三階
相続財産管理人　弁護士　細見　文博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市大字新名爪九九番地、最後の住所宮崎県宮崎市大字跡江一九五三番地一　被相続人　亡　押川　安宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十九日

宮崎市永楽町一八二番地六弁護士法人えらく法律事務所
相続財産管理人　弁護士　眞早流踏雄

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

一、墳墓等所在地　東京都葛飾区西新小岩三―六―六

一、墳墓等の名称　大古家の墓　す―二番、大月家の墓　ぬ―一五番、中村元の墓　ね―一九番

一、髙嶋幸子の墓　せ―二一番

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　東京都葛飾区西新小岩三丁目六番六号　徳正寺宗教法人　代表役員　佐野　広隆

公示送達

函館市石川中央土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七条第二項の規定による物件等除却通知及び照会は、送付を受けるべき者が受領を拒否されたので、同法第百三十三条第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容をつぎのとおり公告します。

記

（書類の送付を受けるべき者）

住所　函館市美原四丁目三七番地一六
氏名　伊藤　和子
住所　函館市石川町一五六番地四
氏名　下山　由和
住所　函館市石川町一三四番地
氏名　柴谷　則子
住所　函館市石川町一五六番地八
氏名　石川　淳子
住所　東京都中野区野方四丁目二八番地一三
氏名　下山　智子
住所　千葉県松戸市日暮五丁目一九〇
氏名　下山　誠吾

（通知の内容）

物件等除却通知及び照会

函館市石川町一五六番地六の土地に所在するビニールハウス一式を函館市石川中央土地区画整理事業の施行による仮換地指定に伴い、平成二十三年五月三十一日までに自己所有の仮換地に移転又は除却していただくことになりましたので通知します。

右記期限後は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七条第七項の規定に基づき施行者が除却工事を行うこととなりますつきましては、貴殿が上記期限までに自ら移転工事をされる意思の有無を平成二十三年五月二十七日までに函館市石川中央土地区画整理組合へ回答して下さい。

以上、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七条第二項の規定に基づき通知及び照会します。

（教示）

一　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に函館市長に審査請求をすることができます。

二　この通知があったことを知った日から六箇月以内に施行者を被告とし、取消訴訟を提起することができます。

平成二十三年六月二十九日

北海道函館市石川町一二五番地一
函館市石川中央土地区画整理組合
理事長　西谷　幸光

登録包括信用購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年６月29日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社ティー・ジー・ファンド　②東京都知事(2)5408　③取締役　赤津忠祐　④東京都港区六本木六丁目７番６号六本木アネックスビル　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区六本木六丁目７番６号六本木アネックスビル　有限会社ティー・ジー・ファンド　取締役　赤津忠祐

①全国農業協同組合連合会　②国土交通大臣(1)1430　③代表理事理事長　宮下弘　④東京都千代田区大手町一丁目３番１号　廃止した従たる事務所　岐阜県岐阜市宇佐南４―13―１　滋賀県大津市京町４―３―38　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区大手町一丁目３番１号　全国農業協同組合連合会　代表理事理事長　宮下弘

一、廃業した会社の名称　株式会社香川銀カード
代表者の氏名　藤井　孝博
主たる営業所の所在地　香川県高松市南新町五番地六

二、登録の年月日　平成二十二年五月二十七日
登録消除の年月日　平成二十三年四月二十五日

三、営業保証金の額　金十万円

四、前号の取戻しをしようとする営業保証金について、割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する方は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書三通を、四国経済産業局長に提出して下さい。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の営業保証金等は取戻されます。

平成二十三年六月二十九日

徳島県徳島市昭和町一丁目三七番地
承継人　トモニカード株式会社
代表取締役　金山　昌幸